

松浦市地域クラブ創設等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツ及び文化芸術活動を通じて生徒の健全な育成とその安全を確保し、心身のバランスのとれた成長を期するため、地域クラブの創設等に際し必要となる経費について、予算の範囲内において松浦市地域クラブ創設等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ　　松浦市地域クラブ認定要綱（令和7年松浦市教育委員会告示第11号）第5条の規定に基づき認定された地域クラブをいう。
- (2) 会員　　地域クラブに加入する松浦市内の中学校に在籍する生徒をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助金額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	補助対象経費	補助率	補助金額
創設費	地域クラブが保有する用具類等の購入に要する経費	補助対象経費の10分の10以内	補助対象経費×補助率 ただし、会員数によって次の金額を上限とする。 (1) 会員数が1～5名の場合、10万円 (2) 会員数が6～9名の場合、15万円 (3) 会員数が10名以上の場合、20万円
運営費	(1) スポーツ団体、文化芸術団体等への登録に要する経費 (2) 指導者の謝礼、交通費等費用弁償及び資格取得に要する経費 (3) 離島（福島・鷹島地域を含む。）在住中学生の松浦地域における活動拠点までの公共交通機関での移動に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	補助対象経費×補助率 ただし、申請回数によって次の金額を上限とする。 (1) 1回目申請 会員数に15,000円を乗じた額又は15万円のいずれか低い額 (2) 2回目申請 会員数に10,000円を乗じた額又は10万円のいずれか低い額 (3) 3回目申請 会員数に5,000円を乗じた額又は5万円のいずれか低い額

	(4) 傷害保険等の加入に要する経費 (5) 地域クラブの活動において必要となる用具類等の購入に要する経費 (6) 地域クラブが保有する用具類等の購入に要する経費 (7) 地域クラブが大会等出場に伴う参加料及び移動に要する経費 (8) 大会等の開催に要する経費 (9) 活動拠点の使用に要する経費	
--	---	--

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする地域クラブは、松浦市地域クラブ創設等支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前年度に補助金の交付を受けた者については、第1号に掲げる書類の添付は省略することができる。

- (1) 地域クラブ規約、会則等
- (2) 地域クラブ活動計画書
- (3) 地域クラブ収支予算書
- (4) 名簿（氏名、学校名、学年を記載したもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、1地域クラブ当たり、創設費にあっては1回限り、運営費にあっては同一年度内に1回限りとし連続した3年間で通算3回までとする。

3 創設費及び運営費の1回目の交付申請については、申請期限を令和11年度末とする。

(実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受けた地域クラブ（以下「交付決定者」という。）は、当該年度の地域クラブ活動終了後から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、松浦市地域クラブ創設支援補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域クラブ活動報告書
- (2) 地域クラブ収支決算書
- (3) 領収書の写し（領収書の写しのないものは、その金額、相手方及び理由を記載

した書類)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び補助額の確定を受けたとき。

(3) その他市長が不適当と認める行為があったとき。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付した補助金に係る第5条及び第6条の規定については、この告示の失効後もなおその効力を有する。